

問 法整備を行い、国家公務員法上の守秘義務規定と同等の規制（守秘義務違反時のペナルティ）を民間事業者に課すよう手当てした場合においても、公務員の方が秘密保持に長けていると考えるか。

1. 当省として、どのような手当てをしようとも必ず公務員の方が秘密保持に長けていると考えている訳ではないが、監察査察業務においては、高度な守秘義務が要求されること、政策評価、人事評価等に関して専門的かつ高度な判断を求められることなどから、あくまで当省の組織内部の統制行為として当省職員自身が実施する必要があると考えている。
2. なお、行政機関から業務を委託された民間事業者等に対し国家公務員法上のものと同等の守秘義務を課しその違反に関する罰則を設けた規定が存在することは承知している。これは、国が任務遂行上特段の必要がある場合に限り極めて例外的にとられている措置であり、当省の監察査察業務については、1. のとおり自ら遂行する能力を有し、かつそれを実施する必要性が高いものであるので、これに当たらない。

(了)